

1 いじめの防止についての基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第二条より）
本校でもこの定義に基づいていじめの防止にあたることとする。

(2) いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間とともに成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを特定の教員が抱え込むことのないよう組織として対応する。

校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主事、進路指導主事、養護教諭等で構成し、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を加える。

(1) 「いじめ防止対策組織」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・学校評価アンケート等で、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討する。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効性のあるいじめ防止対策に努める。

ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況について発信する。

エ いじめに対する措置（いじめの事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案に対しては、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断しても、その後の生徒の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

ア 生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、ともに成長していく学級づくりを進める。

イ 生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。

ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。

エ 情報モラル教育を推進し、生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者にならないよう継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア 定期的な教育相談アンケートの実施や、岩中ノートによる誌面交流を通して、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、生徒が相談しやすい環境を整える。
- エ 毎週行う運営委員会や職員打合せを通して情報交換を行ったり、生徒指導日誌を定期的に全職員で閲覧したりすることで、全職員での情報共有を図る。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導・支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や警察署、児童相談所等関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、「重大事態の対応フロー図」に基づいて対応する。

なお、重大事態とは次のようなものが挙げられる。

- ① いじめにより本校に在籍する生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより本校に在籍する生徒が相当の期間（年間7日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ③ その他「いじめ・不登校対策委員会」において重大事態だと判断したとき。

(2) 学校が事実に関する調査を実施した場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

(3) 調査結果については、被害生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

(1) 「学校いじめ防止基本方針」をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル

(PLAN→DO→CHECK→ACTION)で見直し、実効性のある取組となるよう努める。

(2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、「いじめ・不登校対策委員会」でいじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

(1) いじめ防止に関する校内研修を計画し、生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。

(2) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

【重大事態の対応フロー図】

重大事態の発生



教育委員会へ重大事態の発生を報告



教育委員会が調査の主体を判断

【学校が調査主体の場合】

1 学校に重大事態の調査組織を設置

- ・「いじめ防止対策組織」が調査組織の母体となる。
- ・組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接人間関係または特別な利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。



2 事実関係を明確にするための調査を実施

- ・因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・事実としっかり向き合う姿勢を大切にする。



3 いじめを受けた生徒及びその保護者への適切な情報提供

- ・関係者の個人情報に十分配慮しつつ、情報を適切に提供する。
- ・調査に当たって実施するアンケートは、調査に先立ちその旨を調査対象の在校生や保護者に説明する。



4 調査結果を教育委員会に報告

- ・希望があれば、いじめを受けた生徒または保護者の所見をまとめた文書も調査結果に添付する。



5 調査結果を踏まえた必要な措置

- ・調査結果を踏まえ、再発防止に向けた取組を検討し、実施する。
- ・再発防止に向けた取組の検証を行う。

【年間計画】

	いじめ・不登校対策委員会		未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	P	・「学校いじめ防止基本方針」の内容の確認	・相談室やＳＣの生徒・保護者への周知 ・学級・学年開き ・保健指導（心と体の成長） ・野外学習（4/25～4/26）	・いじめ相談窓口の生徒・保護者への周知 ・発育測定	・ホームページ公開
5月	D		・修学旅行（5/30～6/1）	・教育相談アンケート	・生徒指導連絡協議会での「学校いじめ基本方針」の説明
6月	C	・校内いじめ・不登校対策委員会	・岩リンピック	・教育相談	・岩リンピック
7月	A	・全生徒からの意見集約 ・全教職員からの意見集約	・市大会 ・いじめ予防出張授業 ・学校保健委員会 ・情報モラル指導		・個人懇談会 ・学校評議員会
8月	P				
9月	D	・中間評価→検証			
10月			・新人戦		
11月	C	・校内いじめ・不登校対策委員会	・学校保健委員会 ・文化祭、	・教育相談アンケート ・教育相談	・文化祭 ・学校評議員会
12月		・全生徒からの意見集約 ・全教職員からの意見集約	・人権週間（講話） ・赤い羽根募金活動 ・職場体験学習（２年生）		・個人懇談会
1月	A	・教職員自己評価		・発育測定 ・教育相談アンケート ・教育相談	・保護者への学校評価アンケート ・３年生個人懇談会
2月	P	・校内いじめ・不登校対策委員会	・保健指導（命の大切さ） ・卒業生を送る会		
3月	へ	・今年度の取組を検証し基本方針の見直し	・卒業証書授与式		・学校評議員会（学校評価） ・学校評価の保護者への配付
通年		・校内のいじめに関する情報収集 ・対応策の検討	・集会時の校長講話 ・道徳教育・体験活動の充実 ・わかる授業の構築 ・「おはようデー」（あいさつ運動）	・健康観察の実施 ・岩中ノート（三行日記） ・ＳＣによる相談	

※毎週行う運営委員会、生徒指導部会で各学年の情報交換を行い、早期発見早期対応について、関係職員で共通理解を図りながら対応していく。